

少年事件の指揮及び指導を的確に行うための措置について（例規通達）

【概要】

この通達は、犯罪少年に係る事件の捜査又は触法少年若しくはぐ犯少年に係る事件の調査において、少年事件処理体制や少年事件選別主任者制度等について必要な事項を定めたものである。